

行政文書開示請求書

2021年3月16日

法務大臣 殿

氏名又は名称： 上脇 博之 (かみわき ひろし)

住所又は居所： [REDACTED]

連絡先： [REDACTED]

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等（下記の「文書1」「文書2」「文書3」は同封する）

- 1 私が昨2020年2月26日付で情報公開請求し法務大臣が同年4月24日付「行政文書開示決定通知書」（法務省刑総第422号）で開示決定し私に開示した文書「勤務延長制度（国公法第81条の3）の検察官への適用について」（以下「文書1」という）について法務省内部において作成者が他の担当者らに供覧内容、報告内容（又は決済を求めた場合はその決済内容）を記載した文書（法務省行政文書取扱規則（以下「取扱規則」という）様式第2号記載の決済・供覧・報告文書）
- 2 「文書1」に関して、法務省外部（人事院、内閣法制局）に施行した事実を記載した文書（取扱規則第24条に記載する文書）及び取扱規則第25条各号に記載の文書。
- 3 法務省が人事院から受領し、法務大臣が「文書1」と一緒に私に開示した、人事院の文書「勤務延長に関する規定（国公法第81条の3）の検察官への適用について」（以下「文書2」という）について取扱規則第10条第2項による手続を記載した文書
- 4 「文書2」を受領した後に法務省内部の担当課に供覧・報告した文書
- 5 私が昨2020年2月26日付で内閣法制局長官に対し情報公開請求したところ、法務大臣に移送され、法務大臣が同年4月24日付「行政文書開示決定通知書」（法務省刑総第427号）で開示決定し私に開示した文書「応接録（勤務延長制度（国家公務員法第81条の3）の検察官への適用について）」（以下「文書3」という）について取扱規則第10条第2項による手続を記載した文書
- 6 「文書3」の文書を受領した後に、法務省内部の担当課に供覧・報告した文書

2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他（ ）

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	300円	収入印紙を貼ってください	(受付印)
---------------------	------	--------------	-------

※ この欄は記入しないでください。

担当課	
備考	